

# 山梨県公報

第二千七百三十二号

平成二十九年

九月二十五日

月 曜 日

## 目次

○保安林の指定の予定(五件)……………	六三七
○保安林の指定施業要件の変更(三件)……………	六三八
○道路の区域変更(二件)……………	六三九
○道路の供用開始……………	六四〇
○収入証紙売りさばき人の指定……………	六四〇
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	六四〇
○土地区画整理組合の解散認可……………	六四一
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	六四一
<b>教育委員会</b>	
○非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令……………	六四一

## 告 示

### 山梨県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 大月市七保町奈良子字矢竹五六六、五七三から五七五まで、五八四の一、五八四の二、五八六
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字矢竹五六六・五七五・五八四の一・五八四の二(以上四筆について次の図に

### 示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 大月市七保町下和田字はしば三二三、三一五、三一六、字鳥井八四四の二、字八幡一六二三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 大月市七保町浅川字横吹五三、五三の内一、五四、五五、五七
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字横吹五三・五三の内一・五四・五五・五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町大笠字牛ヶ道五三三・字日陰五四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五三六、五三七
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字牛ヶ道五三三・字日陰五三六・五三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町内船字住ヶ尾一三九六八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字住ヶ尾一三九六八（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
早川町（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第三百三三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第三百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第三百五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市賑岡町畑倉字新宮一九二五番一地从先から大月市賑岡町畑倉字中倉二四六五番三地先まで	八・二 一八・八	八・八 四三・四		二二・三

**山梨県告示第三百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線

三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
都留市大野字大津二九三番一地从先から 都留市大野字大津二九三番一地从先まで	八・三 一〇・三	七・八 一〇・三			一一・〇

山梨県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小和田猿橋線
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧			
大月市七保町葛野字和田原二七二五番一地从先から 大月市七保町葛野字和田原二七二二番一地从先まで	五・八 八・二	五・五 七・〇			五〇・四

山梨県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年十月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	釜の口塩沢線	南巨摩郡南部町成島字通長官有無番地先から 南巨摩郡南部町成島字竹ノ花四一五番二地从先まで		五一九・四	平成二十九年九月二十五日

山梨県告示第三百九号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

売りさばき場所	住所	氏名	指定年月日
笛吹市石和町下平井百八番地	笛吹市石和町下平井百八番地	株式会社久保田書店 代表取締役 久保田春美	平成二十九年九月七日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年九月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人子ども・教育と貧困問題を考える会
- 2 代表者の氏名 深澤久

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町松向七百六十番地十
- 4 定款に記載された目的 子どもの生活を支える基盤が弱くなっている中、貧しい家庭では塾に通うこともままならない状態です。経済的困難を抱える家庭の中学生に対し、無料で学習支援を行い、この活動を通し、中学生が将来に希望を抱き、貧困の連鎖を断ち切ることが可能になるようなことを目的にする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年九月十九日から同年十月十九日まで

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十九年九月二十五日

- 一 組合の名称 山梨県知事 後 藤 齋  
富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
- 三 解散認可の年月日 平成二十九年九月十四日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字出口四千四百九十一、四千四百九十二、四千四百九十三、四千四百九十四、四千四百九十五、四千四百九十八、四千五百五十一の一、四千五百五十一の三、四千五百五十二、四千五百五十三の一、四千五百五十四、四千五百五十五、四千五百五十六、四千五百五十七、四千五百五十八、四千五百五十九、四千五百六十、四千五百六十一、四千五百六十二、四千五百六十三の三の一部、四千五百六十四の一、四千五百六十五の一、四千五百七十五及び道路の一部の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市向原二丁目十二番七号 太陽電機株式会社 代表取締役 羽田茂

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会訓令第八号

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

山梨県教育委員会  
教育長 守 屋 守

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
公 立 小 学 校  
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令  
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、七九〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、四六〇円」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番